

# 兵庫県公報

平成27年5月8日 金曜日 第2694号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 告 示

- 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課） ..... 1
- 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同） ..... 1
- 地積を特に減じて換地を定める土地の指定（同） ..... 2
- 保安林の指定の解除予定通知（豊かな森づくり課） ..... 3
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備に関する規程（水大気課） ..... 3
- 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課） ..... 4
- 同 上（同） ..... 5
- 同 上（同） ..... 5

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課） ..... 5
- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同） ..... 6
- 特定非営利活動促進法第44条第1項に基づく認定（同） ..... 7
- 県有地の一般競争入札による売払い（管財課） ..... 7
- 兵庫県労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める公告（労政福祉課） ..... 9
- 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課） ..... 10

### 選挙管理委員会告示

- 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正 ..... 11
- 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第74号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正 ..... 13
- 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第75号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正 ..... 15

### 正 誤

- 平成26年12月24日付け兵庫県公報第2657号中 ..... 16

## 告 示

### 兵庫県告示第413号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成27年5月8日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
室見台土地改良区	平成27年4月15日



### 兵庫県告示第414号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成27年4月23日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対

して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成27年5月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	鼎地区	平成27年5月8日から 同 月28日まで	加古川市役所



**兵庫県告示第415号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営土地改良事業（農業競争力強化基盤整備事業 玉瀬地区）において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地については地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成27年5月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市 町	大 字	字	地番	地目	用途	地積 (㎡)	特に減ずる地積 (㎡)
宝塚市	玉瀬	細尾	1—1	田	田	1,738	21.82
同	玉瀬	細尾	4	田	田	634	30.50
同	玉瀬	乾垣内	2	田	田	485	112.01
同	玉瀬	奥中山	3	田	田	565	39.32
同	玉瀬	奥中山	7	田	田	565	28.87
同	玉瀬	奥中山	15	田	田	680	21.69
同	玉瀬	奥中山	18	田	田	624	50.71
同	玉瀬	横道下	3	田	田	634	48.28
同	玉瀬	横道下	13	田	田	380	5.33
同	玉瀬	横道下	15	田	田	436	21.11
同	玉瀬	水上	5	田	田	585	14.27
同	玉瀬	水上	30	田	田	59	23.85
同	玉瀬	桃堂	5	田	田	426	3.13
同	玉瀬	桃堂	13	田	田	942	48.33
同	玉瀬	桃堂	20	田	田	188	28.35
同	玉瀬	桃堂	26	田	田	645	4.80
同	玉瀬	桃堂	18—1	田	田	396	8.72
同	玉瀬	桃堂	21—1	田	田	821	30.52
同	玉瀬	桃堂	27—1	田	田	1,642	13.29
同	玉瀬	川端	5—1	田	田	147	1.07
同	玉瀬	川端	6	田	田	178	1.30

同	玉瀬	川端	11—1	田	田	522	26.04
同	玉瀬	樽池	5—1	田	田	455	16.99
同	玉瀬	樽池	8—1	田	田	737	39.92
同	玉瀬	樽池	15	田	田	634	41.92
同	玉瀬	樽池	17	田	田	704	13.97
同	玉瀬	樽池	18	田	田	188	25.95
同	玉瀬	助右エ門西	6	田	田	267	13.20
同	玉瀬	助右エ門西	11	田	田	188	4.77
同	玉瀬	樋口	6—1	田	田	947	13.00
同	玉瀬	四十八	8	田	田	317	36.78
同	玉瀬	辻ヶ平井	8	田	田	145	29.59
同	玉瀬	北谷	8	田	田	1,051	44.18
同	玉瀬	北谷	12	田	田	1,022	28.85
同	玉瀬	茶屋ノ下	9—1	田	田	981	21.06
同	玉瀬	茶屋ノ下	12	田	田	436	35.36
同	玉瀬	茶屋ノ下	20—1	田	田	538	42.23
同	玉瀬	飛カス道下	10—1	田	田	700	11.28
同	玉瀬	下池垣内	16	田	田	238	7.27
同	玉瀬	田畠	18	田	田	852	21.38
同	玉瀬	持田	20—2	田	田	157	1.15
同	玉瀬	前田	21—2	田	田	122	11.59



#### 兵庫県告示第416号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成27年 5 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所  
多可郡多可町加美区清水字崎船山653の70、加美区轟字深谷山804の4
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養かん
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅



#### 兵庫県告示第417号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備に関する規程を次のとおり定め、平成27年 5 月 8 日から施行する。

平成27年 5 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備に関する規程

第 1 条 昭和44年兵庫県告示第448号の 4 (騒音規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定) の一部を次のように改正する。

備考中「および」を「及び」に、「図書館ならびに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の右に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号) 第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

第 2 条 昭和46年兵庫県告示第951号(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表第 1 号の知事が指定した区域) の一部を次のように改正する。

表別表第 1 号のニの区域の項中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の右に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号) 第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

第 3 条 昭和52年兵庫県告示第2265号の 3 (振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準) の一部を次のように改正する。

備考中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の右に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号) 第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

第 4 条 昭和52年兵庫県告示第2265号の 4 (振動規制法施行規則別表第 1 の付表の 1 の知事が指定した区域) の一部を次のように改正する。

表付表 1 のニの区域の項中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の右に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号) 第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

第 5 条 平成 8 年兵庫県告示第542号 (環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準) の一部を次のように改正する。

別表第 6 備考 2 及び別表第 7 備考 2 中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の右に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号) 第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

別表第 7 備考 5 (1) 中「ピックアップ」を「ピックアップ」に改める。

第 6 条 平成13年兵庫県告示第274号(環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動の基準) の一部を次のように改正する。

別表 1 (2) 中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の右に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号) 第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

第 7 条 平成13年兵庫県告示第275号(環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく商業宣伝のための拡声機の使用を禁止する区域等の指定等) の一部を次のように改正する。

告示文 1 (2) 中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の右に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号) 第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。



**兵庫県告示第418号**

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、近畿地方整備局姫路河川国道事務所から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 5 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量 (航空写真撮影)
- 2 作業期間  
平成27年 1 月20日から同年 3 月25日まで
- 3 作業地域  
加古川管内



**兵庫県告示第419号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 5 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

- (1) 3級基準点測量（No. 794（30B46再設）及びNo. 795（30B47再設））
- (2) 3級基準点測量（No. 779（30A46再設置））
- (3) 4級基準点測量（新設70点（10A09-001から070まで））

2 作業期間

- (1) 平成27年3月12日から同月31日まで
- (2) 平成27年2月5日から同年3月31日まで
- (3) 平成27年2月13日から同年3月31日まで

3 作業地域

- (1) 西宮市石在町19番及び同市前浜町1番
- (2) 西宮市西福町
- (3) 西宮市仁川町1丁目、同市段上町5丁目及び同町6丁目



**兵庫県告示第420号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福崎町から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 5 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（縮小編纂）

2 作業期間

平成27年2月19日から同年3月25日まで

3 作業地域

福崎町全域

**公 告**

**特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請**

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成27年 5 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成27年 3 月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ひょうご野球塾

イ 代表者の氏名 千 條 正 人

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市下大市西町10番1—205号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して硬式野球活動を通じて、青少年育成に関する事業等を行い、地域の繁栄に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成27年 3 月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人春香
- イ 代表者の氏名 松 本 英 子
- ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市武庫之荘8丁目21番49号
- エ 定款に記載された目的

この法人は、尼崎市周辺の住民に対して、地域密着型コミュニティ広場の提供及び食の提供に関する事業を行い、孤独死を未然に防ぐとともに、予防医学を取り入れるなど病院と介護センターなど横の繋がりで共に共存し豊かな老後の暮らしづくりに寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成27年 3 月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人兵庫空き家相談センター
- イ 代表者の氏名 三 坂 友 章
- ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市栄町二丁目1番2号 ソリオ2 3階
- エ 定款に記載された目的

この法人は、空き家・空き地等の所有者、行政に対して、相談、専門家等の紹介に関する事業、定期巡回や維持管理業務を行い、適正に管理された不動産にすることで、まちづくりの推進を図り、住みやすいまちづくりに寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成27年 3 月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人あさご創生プロジェクト
- イ 代表者の氏名 古屋敷 和 也
- ウ 主たる事務所の所在地 朝来市和田山町竹田字上町西側363番
- エ 定款に記載された目的

この法人は、市内事業所や団体、一般市民に対して、朝来市のポータルサイトの運営事業を中心とした販売促進、活動支援等に関する事業を行い、朝来市の活性化に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成27年 3 月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人だいだい色の夢
- イ 代表者の氏名 山 本 桂 子
- ウ 主たる事務所の所在地 姫路市夢前町菅生潤1568番地5
- エ 定款に記載された目的

この法人は、菅野地区（夢前）の住民に対して、古き良き習慣を継承することと、新たな文化や雇用を生み出す事に関する事業を行い、人口を増やす事で、過疎に対する不安を軽減することに寄与することを目的とする。



**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成27年 5 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成27年 3 月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人はなのいえ
- イ 代表者の氏名 内 海 正 子
- ウ 主たる事務所の所在地 姫路市青山北三丁目13番8号
- エ 定款に記載された目的

この法人は、年齢や障がいの有無に関わらず、本人やそのご家族の思いを尊重し、誰もが住み慣れた地域で共に暮らしていくことができるように、地域との繋がりを大切にしながら柔軟かつ多様な支援を行い社会及び地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成27年 3 月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人CKC.

イ 代表者の氏名 松 岡 伸 幸

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市小浜 3—18—4

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の子どもとその保護者に対して、スポーツ事業・野外体験活動・親子参加イベント等を通じて、地域の交流活性化を図るとともに、子どもの体力・運動能力の向上とスポーツの普及・振興及び子どもの健全育成に寄与する事を目的とする。



**特定非営利活動促進法第44条第 1 項に基づく認定**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第44条第 1 項に基づく認定を行ったので、次のとおり公示する。

平成27年 5 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称 特定非営利活動法人利他の会

(2) 代表者の氏名 岸 本 眞知子

(3) 主たる事務所の所在地 姫路市西新在家 3 丁目 8 番48号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、未来を担う子ども達に教育機会の提供、保健衛生面をはじめとした生活環境の改善、職業能力訓練開発の支援事業を行うことにより、未来を担う子どもを取り巻く人々が、夢のある未来を描くことが出来る生活環境の実現を目指すとともに、物心共に多様な交流活動を通じて、わが国の人々が真の豊かさを見つめ直す機会を得、あらゆる人々が利他の精神を育み、もって思いやりのある心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

2 当該認定の有効期間 平成27年 4 月22日から平成32年 4 月21日まで



**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

平成27年 5 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地

売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目
1	神戸市北区君影町四丁目12番	6,510.72	宅 地
2	神戸市長田区雲雀ヶ丘二丁目65番	1,014.88	宅 地
3	加西市段下町字開キ606番14、同字池ノ内624番 4	1,038.60	宅 地
4	姫路市青山西三丁目1336番 1	2,060.98	宅 地
5	赤穂郡上郡町井上字中道181番 6	519.35	宅 地
6	豊岡市九日市上町字サクラ653番 9	746.36	雑種地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
  - (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
  - (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (6) 破産者で復権を得ない者
  - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者  
エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
  - (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
  - (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 3 契約条項を示す場所  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配布場所及び申込場所  
前記3に同じ
  - (2) 配布期間及び申込期間  
平成27年5月8日（金）から同月22日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 5 入札の場所及び日時
- (1) 物件番号1及び2  
ア 場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）  
イ 日時  
平成27年5月26日（火）午前10時30分から
  - (2) 物件番号3  
ア 場所  
加東市社字西柿1075—2  
社総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）  
イ 日時  
平成27年5月27日（水）午後2時から
  - (3) 物件番号4



禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。  
なお、一般職の国家公務員又は地方公務員である場合には、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第104条又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定による許可が必要である。

3 推薦期間

平成27年 5 月 11 日（月）から同年 6 月 26 日（金）まで

4 推薦に必要な提出書類

(1) 労働者委員候補者の推薦

ア 兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課及び各県民局・県民センター労政担当課備付けの推薦書及び候補者経歴書

イ 推薦に係る労働組合が労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する旨の当該候補者の推薦に係る兵庫県労働委員会の資格審査証明書（資格審査に当たっては、相当の期間を要する場合がある。）

(2) 使用者委員候補者の推薦

兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課備付けの推薦書及び候補者経歴書

5 推薦書類の提出先

(1) 労働者委員候補者の推薦

兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課又は各県民局・県民センター労政担当課

(2) 使用者委員候補者の推薦

兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年 5 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アプリ甲東

所在地 西宮市甲東園三丁目29番地ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名 千島土地株式会社

住所 大阪市西区京町堀一丁目 4 番 4 号

代表者の氏名 芝 川 能 一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
イオンマーケット株式会社	午前 8 時 30 分	午後 10 時
その他	午前 8 時 30 分	午後 9 時

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
イオンマーケット株式会社	午前 6 時 30 分	午後 10 時
その他		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

## ア 変更前

駐車場	利用可能な時間帯
駐車場①	午前 8 時30分から午後10時まで
駐車場②	午前 8 時から午後10時30分まで

## イ 変更後

駐車場	利用可能な時間帯
駐車場①	午前 6 時から午後10時まで
駐車場②	午前 6 時から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の位置（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

## 4 変更年月日

平成27年 4 月17日ほか

## 5 届出年月日

平成27年 4 月16日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

## (2) 縦覧期間

平成27年 5 月 8 日から 4 月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

平成27年 9 月 8 日

## (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号

## 選挙管理委員会告示

## 兵庫県選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第 1 項第 3 号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を指定した旨、既に指定した施設を取り消した旨及び既に指定した施設の名称に変更があった旨の報告があったので、平成 7 年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年 5 月 8 日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

表尼崎市の項中

「

築地福祉会館	尼崎市築地 5 丁目 2—8
尼崎市立神崎総合センター	尼崎市神崎町 37—3
尼崎市立今北総合センター	尼崎市西立花町 3 丁目 14—1
尼崎市立上ノ島総合センター	尼崎市南塚口町 8 丁目 7—25
尼崎市立水堂総合センター	尼崎市水堂町 2 丁目 35—1

を  
「

尼崎市立塚口総合センター	尼崎市塚口本町 2 丁目 28—11
尼崎市立南武庫之荘総合センター	尼崎市南武庫之荘 11 丁目 6—15

に、  
「

築地福祉会館	尼崎市築地 5 丁目 2—8
尼崎市立地域総合センター今北	尼崎市西立花町 3 丁目 14—1
尼崎市立地域総合センター上ノ島本館	尼崎市南塚口町 8 丁目 7—25
尼崎市立地域総合センター水堂本館	尼崎市水堂町 2 丁目 35—1
尼崎市立地域総合センター塚口	尼崎市塚口本町 2 丁目 28—11
尼崎市立地域総合センター南武庫之荘	尼崎市南武庫之荘 11 丁目 6—15

を  
「

小園地域学習館	尼崎市若王寺 3 丁目 2—21
---------	------------------

を  
「

小園地域学習館	尼崎市若王寺 3 丁目 2—21
尼崎市立地域総合センター神崎	尼崎市神崎町 14—22

に改め、同表加古川市の項中

「

加古川市	加古川市立中央隣保館	加古川市加古川町備後 332—1
	加古川市立東部隣保館	加古川市別府町中島町 17
	加古川市立勤労会館	加古川市野口町良野 1739
	加古川市民会館	加古川市加古川町北在家 2000
	加古川市立西部隣保館	加古川市平荘町小畑 1355—1
	加古川市立志方会館	加古川市志方町志方 1186

を  
「

加古川市	加古川市立勤労会館	加古川市野口町良野 1739
	加古川市民会館	加古川市加古川町北在家 2000

に、  
「

加古川ウェルネスパーク	加古川市東神吉町天下原 370
-------------	-----------------

を

加古川ウェルネスパーク	加古川市東神吉町天下原370
加古川市人権文化センター	加古川市加古川町備後332-1

に改め、同表高砂市の項中

高砂市福祉センター中ホール	高砂市高砂町朝日町1丁目2-1
---------------	-----------------

を

高砂市文化保健センター中ホール	高砂市高砂町朝日町1丁目2-1
-----------------	-----------------

に改める。



**兵庫県選挙管理委員会告示第35号**

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設を指定した旨、既に指定した施設を取り消した旨及び既に指定した施設を変更した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第74号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年 5 月 8 日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

表尼崎市の項中

築地福祉会館	尼崎市築地5丁目2-8
尼崎市立神崎総合センター	尼崎市神崎町37-3
尼崎市立今北総合センター	尼崎市西立花町3丁目14-1
尼崎市立上ノ島総合センター	尼崎市南塚口町8丁目7-25
尼崎市立水堂総合センター	尼崎市水堂町2丁目35-1
尼崎市立塚口総合センター	尼崎市塚口本町2丁目28-11
尼崎市立南武庫之荘総合センター	尼崎市南武庫之荘11丁目6-15

を

築地福祉会館	尼崎市築地5丁目2-8
尼崎市立地域総合センター今北	尼崎市西立花町3丁目14-1
尼崎市立地域総合センター上ノ島本館	尼崎市南塚口町8丁目7-25
尼崎市立地域総合センター水堂本館	尼崎市水堂町2丁目35-1
尼崎市立地域総合センター塚口	尼崎市塚口本町2丁目28-11
尼崎市立地域総合センター南武庫之荘	尼崎市南武庫之荘11丁目6-15

に、  
「

大庄南地域学習館	尼崎市武庫川町 1 丁目 22
----------	-----------------

を  
「

大庄南地域学習館	尼崎市武庫川町 1 丁目 25
----------	-----------------

に、  
「

小園地域学習館	尼崎市若王寺 3 丁目 2—21
---------	------------------

を  
「

小園地域学習館	尼崎市若王寺 3 丁目 2—21
尼崎市立地域総合センター神崎	尼崎市神崎町14—22

に改め、同表明石市の項中

「

大窪南市住集会所	明石市大久保町大窪2099
東二見山中市住集会所	明石市二見町東二見672— 1

を  
「

大窪南市住集会所	明石市大久保町大窪2099
----------	---------------

に改め、同表加古川市の項中

「

加古川市	加古川市立中央隣保館	加古川市加古川町備後332— 1
	加古川市立東部隣保館	加古川市別府町中島町17
	加古川市立勤労会館	加古川市野口町良野1739
	加古川市民会館	加古川市加古川町北在家2000
	加古川市立西部隣保館	加古川市平荘町小畑1355— 1
	加古川市立志方会館	加古川市志方町志方1186

を  
「

加古川市	加古川市立勤労会館	加古川市野口町良野1739
	加古川市民会館	加古川市加古川町北在家2000

に、  
「

加古川ウェルネスパーク	加古川市東神吉町天下原370
-------------	----------------

を  
「

加古川ウェルネスパーク	加古川市東神吉町天下原370
加古川市人権文化センター	加古川市加古川町備後332-1

」

に改める。



**兵庫県選挙管理委員会告示第36号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設を指定した旨及び既に指定した施設を取り消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第75号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年 5 月 8 日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

表明石市の項中

「

大窪南市住集会所	明石市大久保町大窪2099
東二見山中市住集会所	明石市二見町東二見672-1

」

を  
「

大窪南市住集会所	明石市大久保町大窪2099
----------	---------------

」

に改め、同表加古川市の項中

「

加古川市	加古川市立中央隣保館	加古川市加古川町備後332-1
	加古川市立東部隣保館	加古川市別府町中島町17
	加古川市立勤労会館	加古川市野口町良野1739
	加古川市民会館	加古川市加古川町北在家2000
	加古川市立西部隣保館	加古川市平荘町小畑1355-1
	加古川市立志方会館	加古川市志方町志方1186

」

を  
「

加古川市	加古川市立勤労会館	加古川市野口町良野1739
	加古川市民会館	加古川市加古川町北在家2000

」

に、  
「

加古川ウェルネスパーク	加古川市東神吉町天下原370
-------------	----------------

」

を

加古川ウェルネスパーク	加古川市東神吉町天下原370
加古川市人権文化センター	加古川市加古川町備後332-1

に改める。

正 誤

○平成26年12月24日付け（兵庫県公報第2657号）

兵庫県選挙管理委員会告示第91号（平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正）中

(ページ) 8

(行) 上から25

(誤)

を

介護老人保健施設 豊岡シルバーステイ	同 市戸牧1132-2
介護老人保健施設 豊岡シルバーステイ	同 市戸牧1132-2
豊岡市地域密着型特別養護老人ホーム ここのか	同 市九日市上町785

(正)

を

特別養護老人ホーム 楽々むら	同 市城崎町楽々浦字深原419-1
特別養護老人ホーム 楽々むら	同 市城崎町楽々浦字深原419-1
豊岡市地域密着型特別養護老人ホーム ここのか	同 市九日市上町785